

第 138 回高知県都市計画審議会

議 案 書

平成 27 年 8 月 4 日

第 138 回 高知県都市計画審議会

1 日 時

平成 27 年 8 月 4 日 (火) 13 時半から

2 場 所

高知市本町 5 丁目 3 - 20

高知共済会館 3 階大ホール「桜」

3 会議次第

(1) 開会

(2) 署名委員の指名

(3) 議事

【付議事項】

1) 高知広域都市計画道路の変更について (3・3・63 号百石町長浜線)

2) 高知広域都市計画道路の変更について (3・4・10 号高知空港線)

3) 中村都市計画道路の変更について (3・5・4 号安並右山線)

4) 土佐都市計画区域の建ぺい・容積率の変更について

【報告事項】

5) 高知広域都市計画区域マスタープランの改訂について

(4) 閉会

27 高都計第 199 号

平成 27 年 7 月 8 日

高知県都市計画審議会会長 様

高知県知事



高知広域都市計画道路（3・3・63号百石町長浜線）の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路中 3・3・63号百石町長浜線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域		構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線	3・3・63	百石町長浜線	高知市 百石町一丁目	高知市 長浜字赤松本	高知市 高見町	約 4,800 m	約 4,800 m	地表式	4車線	25 m	幹線道路と平面交差 2ヶ所	
線	車線の数の内訳		2車線			約 560 m						
			4車線			約 4,240 m						
街路	構造形式の内訳		高知市 高見町	高知市 深谷町	高知市 六泉寺町	約 420 m	約 420 m	地下式		10 m ×2		
			高知市 深谷町	高知市 長浜字イツリハ	高知市 横浜字有馬	約 1,630 m	約 1,630 m	地下式		10 m ×2		
						約 2,750 m	約 2,750 m	地表式		11~25 m	幹線道路と平面交差 2ヶ所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：高知広域都市計画道路 3・3・63号百石町長浜線は、高知市百石町一丁目を起点とし、高知市長浜字赤松本を終点とする幅員25m、延長約4.8kmの幹線街路であり、高知市中心地域と高知市南部地域を結ぶ重要な交通ネットワークを形成する路線として、平成8年2月13日に都市計画決定している。このうち、変更箇所であるトンネルから南側の区域は、高知桂浜道路として道路事業により整備が進められ、平成28年7月2日に4車線で県道高知南環状線として供用開始となった。

今回、供用開始に伴い道路区域に合わせて都市計画の変更（区域の一部を削除）を行うものである。

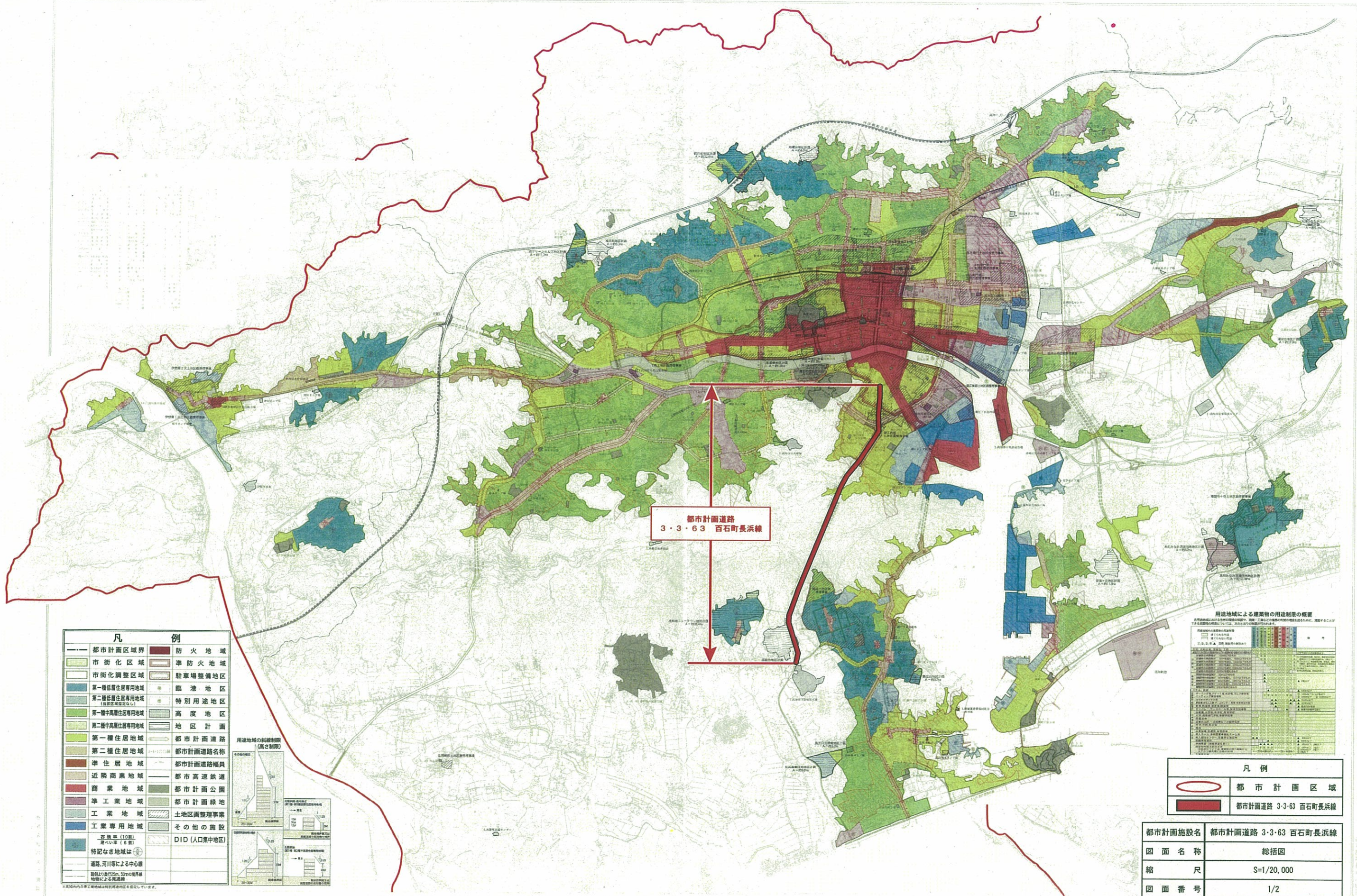
高知広域都市計画道路の変更（新旧対照表）（高知県決定）

種別	名称		位置				区域		構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造			
幹線	3・3・63	百石町長浜線	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	約 4,800 m	(〃)	(〃)	(〃)	幹線道路と平面交差2ヶ所		
			高知市 百石町一丁目	高知市 長浜字赤松本	高知市 高見町	約	地表式	4車線	25 m				
幹線	車線の数の内訳		(〃)				約	(〃)	(〃)				
			2車線	約 560 m									
幹線	車線の数の内訳		(〃)				約	(〃)	(〃)				
			4車線	約 4,240 m									
街路	構造形式の内訳		(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	約 420 m	(〃)	(〃)	(〃)	幹線道路と平面交差2ヶ所		
			高知市 高見町	高知市 深谷町	高知市 六泉寺町	約	地下式	10 ×2					
街路	構造形式の内訳		(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	約 560 m	(〃)	(〃)	(〃)	幹線道路と平面交差2ヶ所		
			高知市 深谷町	高知市 長浜字イヅリハ	高知市 横浜字有馬	約	地下式	10 ×2					
街路	構造形式の内訳		(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	約 2,750 m	(〃)	(〃)	(〃)	幹線道路と平面交差2ヶ所		
			高知市 深谷町	高知市 長浜字イヅリハ	高知市 横浜字有馬	約	地表式	11~25 m					

※) 構造形式の内訳の延長の変更については、前回の変更の際の表記を修正するものである。

高知広域都市計画総括図 1

高知広域都市計画 総括図 1 S=1/20,000
(D10表示)



都市計画道路
3・3・63 百石町長浜線

凡 例	
都市計画区域界	防火地域
市街化区域	準防火地域
市街化調整区域	駐車場整備地区
第一種住居専用地域	臨港地区
第二種住居専用地域	特別用途地区
第一種中高層住居専用地域	高度地区
第二種中高層住居専用地域	地区計画
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	都市計画道路名称
準住居地域	都市計画道路幅員
近隣商業地域	都市高速鉄道
商業地域	都市計画公園
準工業地域	都市計画緑地
工業地域	土地整理事業
工業専用地域	その他の施設
容積率(10割) 覆い草(6割)	DID(人口集中地区)
特記なき地域は	
道路、河川等による中心線	
道路(20m幅)50mの境界線	
地物による見透視	

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の用途制限
第一種住居専用	第一種住居用建築物
第二種住居専用	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物
第一種中高層住居専用	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物、第一種中高層住居用建築物
第二種中高層住居専用	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物、第一種中高層住居用建築物、第二種中高層住居用建築物
第一種住居	第一種住居用建築物
第二種住居	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物
準住居	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物
近隣商業	第一種商業用建築物、第一種近隣商業用建築物
商業	第一種商業用建築物、第一種近隣商業用建築物、第二種商業用建築物
準工業	第一種工業用建築物、第一種準工業用建築物
工業	第一種工業用建築物、第一種準工業用建築物、第二種工業用建築物
工業専用地域	第一種工業用建築物、第一種準工業用建築物、第二種工業用建築物

凡 例

都市計画区域
都市計画道路 3-3-63 百石町長浜線

都市計画施設名	都市計画道路 3-3-63 百石町長浜線
図面名称	総括図
縮 尺	S=1/20,000
図面番号	1/2

※この図面掲載の都市計画で定められている事項は、平成25年3月現在のものです。
※この図面は、おおむねの区域を表示しているものであり、都市計画区域は字で、その他のものは計画(1/2500)で確認することが必要です。詳細については高知県土木部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。

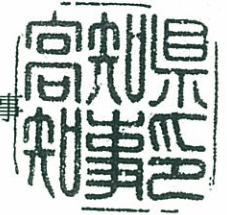


27 高都計第 199 号

平成 27 年 7 月 8 日

高知県都市計画審議会会長 様

高知県知事



高知広域都市計画道路（3・4・10号高知空港線）の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路中 3・4・10 号高知空港線を廃止する。

理由：3・4・10 号高知空港線は、昭和 46 年に南国市物部字高川原地内を起点とし、南国市物部字開田地内を終点とする幅員 $W=16\text{m}$ 、延長 $L=1,660\text{m}$ とし、3・4・1 号鴨部物部線（国道 55 号）と空港を結ぶ交通ネットワークを形成する 2 車線の幹線街路として都市計画決定したものである。

その後、高知空港線に近接した西側に 1・3・1 号浦戸東部道路（高知東部自動車道）及び 3・4・1 号鴨部物部線（国道 55 号）と空港を結ぶ 4 車線の幹線街路として平成 2 年に 3・2・78 号高知空港新線を追加決定し、平成 27 年 2 月 28 日に供用開始したことから、交通ネットワークについては機能が確保されたため、当該路線を廃止するものである。



3.4.10 高知空港線 廃止

13. 南見台緑地
湘見台地区計画
A=約37.9ha

15. 高知空港線の広域

2. 南国市環境センター

なんごく流通団地地区計画
A=約26.71ha

2.2.201
花輪公園

南国市田舎場 88-5-8

南国市田舎場 81-2-3-10

1.3 南1東部道路

20m50

20m50

20m50

20m50

16m

12m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

中村都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路中3・5・4号安並山路線の名称を安並右山線に改め次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経由地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・4	安並右山線	四万十市 安並字ミキ	四万十市 右山字大正	四万十市 右山五月町	約 3,020 m	地表式	2車線	12m	土佐くろしお鉄道立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：安並山路線は、昭和41年に中村市京町を起点とし、中村市山路字高畑を終点とする幅員W=12m、延長L=4,580mとして、四万十市中心部と山路地区を結ぶ交通ネットワークを形成する幹線街路として都市計画決定し、昭和59年には起点側を安並地区にまで延長する都市計画の変更を行っている。その後、安並山路線の架橋位置の上流側に古津賀具同線（国道56号）を都市計画決定し整備されたこと並びに下流側に高知西南広域農道が整備されたことから四万十市中心部と山路地区を結ぶ交通ネットワークについては一定の機能が確保されていることから、区域の一部である終点側を廃止し、併せて名称を安並右山線と改めるものである。

中村都市計画道路の変更 (新旧対照表) (高知県決定)

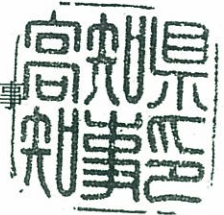
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経由地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
(〃)	(〃)	(安並山路線)	(〃)	(四万十市 山路字高畑)	(〃)	(約)5,300m	(〃)	(〃)	(〃)	(土佐くろしお鉄道立体交差 幹線街路と平面交差5箇所)	(〃)
幹線 街路	3・5・4	安並右山線	四万十市 安並字ミキ	四万十市 右山字大正	四万十市 宇山五月町	約 3,020 m	地表式	2 車線	12m	土佐くろしお鉄道立体交差 幹線街路と平面交差 4 箇所	

27 高都計第 199 号

平成 27 年 7 月 8 日

高知県都市計画審議会会長 様

高知県知事



土佐都市計画区域の建ぺい・容積率の変更について

このことについて、建築基準法第 52 条第 1 項第 7 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項別表第 3 (に) 欄 5 の項及び第 56 条第 1 項第 2 号二の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

計 画 書

土佐都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物の容積率及び建ぺい率、並びに建築物の各部分の高さの制限の数値の決定

(知事指定及び決定)

■土佐都市計画区域における用途地域の指定のない区域において、次のように決定する。

番号	面積	法第52条第1項第7号の規定に基づく数値	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	法第56条第1項・法別表第3(に)欄5の項に基づく数値	法第56条第1項第2号二の規定に基づく数値	備考(割合)
1	8,643.4ha	10分の20	10分の6	1.5	2.5	94.4%
2	445.3ha	10分の20	10分の7	1.5	2.5	4.9%
3	70.3ha	10分の30	10分の7	1.5	2.5	0.7%
合計	9,159ha	-	-	-	-	100%

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

新 旧 対 照 表

番号	面積	法第52条 第1項第7 号の規定に 基づく数値	法第53条 第1項第6 号の規定に 基づく数値	法第56条第 1項・法別表 第3(に)欄 5の項に基 づく数値	法第56条 第1項第2 号二の規定 に基づく数 値	備考 (割合)
1	(8,645.4) 8,643.4ha	10分の20	10分の6	1.5	2.5	94.4%
2	445.3ha	10分の20	10分の7	1.5	2.5	4.9%
3	(68.3) 70.3ha	10分の30	10分の7	1.5	2.5	0.7%
合計	9,159ha	-	-	-	-	100%

() は旧

■理由

本市の都市計画マスタープラン（平成18年3月策定）では、人口密度が最も高く、都市化が進む高岡地区や蓮池地区等からなる区域を市街地ゾーンと位置付け、市の中心部としてふさわしい土地利用形成を誘導していくとしており、特に高岡地区の市街地は中心地区として図書館、病院、市民会館等の公共公益施設の整備を行う地区としている。また、将来さらに進むと予想される人口減少・高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりを目指し策定中の立地適正化計画では、高岡地区中心部に都市機能（医療、福祉、商業、公共施設等）を誘導することにより、住民の利便性の向上、各種サービスの効率的な提供を目指している。

本市においては、平成17年度に「土佐市都市計画マスタープラン」を作成した後、計画の具現化のため、庁内組織である「都市整備政策調整会議」において協議を重ね、ゾーン別に整備方針を定めている。この中で、市立高岡第一小学校周辺は、バイパスの南側の市街地であり市民が利用しやすいこと、同小学校には、市内全小学生1,338人のうち36.6%の490人が通っており（平成18年2月現在）多くの利用が見込まれること等から、「文化教育ゾーン」として周辺施設の誘導・整備を図ることにより機能を集中させ、市の文化教育の拠点としていくこととしている。

これらのことから、当該ゾーンに、文化教育施設である市民会館、図書館等を再整備することとし、更に複合文化施設とすることにより、利便性の向上やサービスの向上を図ることとした。また、立地場所については当該ゾーン周辺の公的不動産の状況並びに交通ネットワーク及びバス停へのアクセス性を勘案し選定した。

複合文化施設の機能については、専門会議である「土佐市複合文化施設基本構想策定委員会」において検討した結果、必要な機能を実現するためには、現在の容積率等での立地は困難であるとの結論に至った。

現状の土地利用としては、低層住宅が密集した地域であることから現在の建ぺい率及び容積率で十分であるが、複合文化施設を立地することにより高度な土地利用を図ることとなり、南に接している地区と同様の特性を有することとなるため、同様の建ぺい率及び容積率に変更するものである。

また、当該区域周辺は今後策定する立地適正化計画において都市機能誘導区域として設定する予定であるが、建ぺい率及び容積率についても計画との整合性を図っていくものとする。

